

「認定こども園ド・レ・ミ」 入園前の支給認定申請について

平成31年度から「認定こども園ド・レ・ミ」へ入園を希望される方は、入園申込み前に「支給認定」を受けなくてはなりません。※詳細裏面参照

4月からの入園を希望される方は期間内に必要書類を提出してください。

●入園資格

【幼稚園】～平成31年4月1日で満3歳～5歳の児童

【保育所】～新冠在住で裏面の「保育を希望される場合」に該当する児童

●条例設定	0歳～2歳児	計 45名
定員	3歳～5歳児	計120名（幼稚園、保育所の合計）

●受付期間 平成30年11月1日（木）～平成30年11月22日（木）

●提出先 新冠町役場 町民生活課町民生活グループ

●提出書類

【新規入園希望の方】

役場町民生活課窓口にて、申請用紙を受け取り、期日までに申請してください。

【継続利用希望の方】

現在（H30.10.26時点）、認定こども園ド・レ・ミに入園されている4歳児クラス以下（年中クラス以下）の方には、後日、関係書類を送付しますので、期日までに申請してください。

※申請にあたり、新規入園の場合は所得証明書や雇用証明書、自営業（内職）に係る申告書、利用に係る申立書などの提出が必要となります。

※継続利用希望の方は郵送にて詳細をお知らせします。

～認定こども園ド・レ・ミへの入園申込みについて～

「認定こども園ド・レ・ミ」より、後日、改めて入園申込みについてのお知らせがありますので、そちらをご確認ください。

支給認定とは

支給認定は、小学校就学前のお子さんの居住する市町村で行います。

支給認定の区分は 3 つあり、どの施設を利用するか、もしくは、世帯の状況により認定区分が異なります。

認定区分		対 象
1号認定	教育標準時間認定 (幼稚園)	お子さんが満 3 歳以上で、教育を希望される場合
2号認定	満 3 歳以上・保育認定 (保育所)	お子さんが満 3 歳以上で、下記の「保育を希望される場合」に該当し保育園等での保育を希望される場合
3号認定	満 3 歳未満・保育認定 (保育所)	お子さんが満 3 歳未満で、下記の「保育を希望される場合」に該当し保育園等での保育を希望される場合

保育を希望される場合

保育を希望できる児童は、その家族が以下の理由であることなどが条件です。

- (1) 就労等 1 か月の労働時間が 48 時間以上の方
- (2) 妊娠・出産 産前 8 週から産後 8 週まで
- (3) 疾病・障がい 疾病・負傷もしくは精神などに障がいを有している
- (4) 求職活動 継続的に求職活動を行っていること
- (5) その他 介護等、災害復旧、就学など

※就労時間などによって、【保育短時間型】と【保育標準時間型】があります。

【保育短時間型】 1 日 8 時間までの範囲で利用可能

【保育標準時間型】 1 日 11 時間までの範囲で利用可能

利用者負担額について

施設の利用者負担額は、認定こども園ド・レ・ミを利用されても、私立幼稚園を利用されても、世帯の収入状況（町民税所得割課税額）により、それぞれの支給認定区分に応じて決まります。また、利用者負担額は毎年 9 月に前年の所得に応じて変更となります。

※ただし、算定に当たっての年齢は、当該年度の初日における年齢として、年度途中はその年齢を適用します。

町外施設の利用を希望する方

町外施設を利用される場合は以下のとおりとなりますので確認願います。

- ・ 幼稚園を希望する場合 直接、利用希望施設へ申込み下さい。
- ・ 保育を希望する場合 役場町民生活課窓口へお問い合わせ下さい。

※「静内幼稚園」、「認定こども園マーガレット幼稚園・保育園」については、それぞれ 12 月上旬から入園申込み受付を開始する予定とのことです。